## 鳥取市議会福祉保健委員会会議録

人 娄 左 口 口	A 57 4 77 1 1 1 07 11 ( + 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
会議年月日	令和4年1月27日(木曜日)
開会	午前 11 時 36 分 閉 会 午後 2 時 22 分
場所	市役所本庁舎7階 第1委員会室
出 席 委 員 (8名)	委員長椋田昇一副委員長浅野博文         委員毎間       大田 大
欠 席 委 員	なし
委員外議員	なし
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子 議事係主任 萩原真智子
出席説明員	【福祉部】 福祉部長 竹間 恭子 次長兼地域福祉課長 梶 和浩地域福祉課課長補佐 山根 径 地域福祉課指導監査長 山内 健障がい福祉課長 田川 新一 生活福祉課長 枡谷 承文生活福祉課課長補佐 有田 博 次長兼保険年金課長 蔵増 祐子保険年金課課長補佐 田渕 康修 【健康こども部長 橋本 浩之 次長兼こども家庭課長 山下 宣之こども家庭課課長補佐 入江 竜生 こども家庭課課長補佐 入江 竜生 こども発達支援センター所長 田中 隆志こども発達支援センター所長 須崎ひとみこども発達支援センター所長 須崎ひとみこども発達支援センター所長 須崎ひとみてども発達支援センター所長 月子 保健医療課参事 橋本 渉保健医療課参事 稲田すなお 保健医療課課長補佐 竹内 大保健医療課書長補佐 濱田 寿之 保護所張業業・子育て推進長 小野澤裕子
 	健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚 なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前 11 時 36 分 開会

#### 【福祉部】

◆ **椋田昇一委員長** では、ただいまから福祉保健委員会を開催します。 本日は福祉部の議案説明、議案審査、そして健康こども部の議案説明、議案審査を行います。 それではまず竹間福祉部長に御挨拶をいただきます。竹間部長。

○竹間恭子福祉部長 はい。福祉部長の竹間です。議案の概要について説明申し上げます。今議会に提出させていただいております福祉部の案件は2件であります。いずれも国の令和3年度補正予算に呼応するための予算となっております。まず、議案第1号一般会計ですが、福祉部の所管に属する部分といたしまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費など、総額27億9,593万6,000円の増額補正を計上させていただいております。次に議案第3号国民健康保険費特別会計は佐治診療所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策経費などとして、総額289万9,000円の増額補正を計上させていただいております。併せて、年度内執行が難しいことから全額繰越明許費として予算計上させていただいている事業もございます。議案の詳細につきましては担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第1号令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第14号)のうち所管に属する部分(説明・質疑・討論・採決)

- ◆ **椋田昇一委員長** それでは議案第1号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の 所管に属する部分の説明をお願いします。梶次長。
- **○梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶と申します。説明に当たりましては事業別 概要の順で各課より順番に説明させていただきます。

事業別概要 22 ページの上段、まず、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。これにつきましては本日お配りしております、このA4横長の説明資料の5ページ目を御覧いただきたいと思います。大部分が先ほどの質疑と重なるところでございますが御了承いただきたいと思います。5ページ目に沿って概要を説明させていただきます。

この臨時特別給付金でございますが、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策のメニューの1つとなっております。目的としましては新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付するものというものでございます。令和3年12月20日、国の補正予算が成立した事業でございます。

支給対象としましては令和3年12月10日、基準日において本市に住民登録されている世帯の世帯主の方に給付します。区分としましては2区分ございまして、市町村民税均等割が非課税である世帯が1つ目です。基準日において同一の世帯の世帯員全員の方が非課税の状態であるという世帯が1つ目の区分でございます。それで、②の2つ目としまして令和3年1月以降の家計急変世帯というもので、先ほどの住民税非課税世帯以外の世帯が対象となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、3年1月以降において収入が減って、同一の世帯に属される世帯員全員の方がその非課税状態にあると認められる世帯となられた世帯ということが2つ目となっております。いずれの場合におきましても、この均等割が課税されている方の扶養者、全員の方が扶養者になっている世帯は対象外というところでございまして、例えば、例としましては親夫婦といいますか、高齢者御夫婦が年金生活をしておられて夫婦自体は非課

税なんだけど、その息子さんがその世帯お二人、両親を扶養に取っとられるというような場合で、その息子さんが課税者の場合だと、その御両親は該当しないというような場合がございます。はい。そういうものを想定いただけたらと思います。

給付の額、予算額でございますが、1世帯当たり10万円で扶助費に27億でございます。これにつきましては4のほうで見込世帯数は上げておりますが、均等割が非課税である世帯としましては3年度当初賦課の状態で約2万3,000世帯ございましたが、転入等を含めましてちょっと余裕を持ちまして2万5,000世帯と見込んでおります。それと、併せまして家計急変世帯ですが、市社協の緊急小口資金の実績を参考にいたしまして約2,000世帯というところで見込んでおりまして、合計2万7,000世帯、それの10万円ですので、27億というところで上げさせていただいております。それと事務費としましては郵送とか、振込手数料等の役務費、それからシステム構築でありますとか、パンチ委託でありますとか、派遣委託もさせていただこうと思いますが、そういう委託料等で7,700万、財源としましては10分の10の国庫補助金というところでございます。

今後の予定といたしましては、まず、住民税非課税世帯につきましては市のほうが該当されると思われる方に確認書を送付して、必要書類を添付して返送していただくというものでございますが、まず、確認書の送付につきましては、目標としましては2月下旬にはお手元に届くようにしたいと考えております。3月初旬には返送いただいた方から順次支給をしていきたいと、週1回ペースで支給をさせていただきたいというふうに考えております。この確認書の回答期限もございまして、国のほうが発行日から3か月を標準としておりますので、5月末を期限とさせていただきたいと考えております。

次の家計急変世帯につきましては申請により要件を確認する必要がございます。それで、先ほどの非課税世帯との重複では受けられませんが、まず、予約受付につきましては3月初旬から受付をしたいと考えておりますし、上旬からは申請の受付でありますとか、相談窓口を開設していきたいというふうに考えております。それで、これにも締切りがございまして9月末、9月30日が申請の締切りというふうになっております。それら申請を受けまして、支給の決定の終期は今年、年末、12月末というところが国のほうから指定されているところでございます。それで、全額繰越明許を計上させていただいておりますが、実績に基づいて繰越しさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。この事業につきましては以上でございます。

#### **◆椋田昇一委員長** 田川課長。

○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。事業別概要のほうにお戻りいただきまして22ページ下段になります。障害福祉サービス事業所等支援事業費(コロナ克服・新時代開拓省庁分)でございます。補正予算額としましては1,385万4,000円をお願いするものでございます。まず、経過及び背景というところでございますが、新型コロナウイルスのオミクロン株の蔓延など本市におきましても感染が拡大してきている状況でございますが、障害福祉サービス施設で感染者が発生した場合でも引き続きサービス提供を継続できる体制を整えておく必要がございます。また、就労継続支援事業所の生産活動が長引くコロナ禍におい

て依然として厳しい状況に置かれておりまして支援する必要がございます。本事業はこうした 背景から実施するものでございます。

次に事業の内容についてでございますが、具体的な事業としましては、国の補正予算に対応 しまして3つの事業を実施したいと考えております。事業の目的などと併せて、分けて御説明 申し上げたいと存じます。

まず1つ目が、障害福祉サービス事業継続支援補助金でございます。この補助金についての予算額は265万4,000円、財源としましては国庫補助金3分の2でございます。これは障害福祉サービス事業所においてクラスターが発生した場合などを想定しているものでございまして、事業継続に必要な人員確保のための人件費、消毒・清掃費用、感染者が発生した事業所からの利用者の受入れや感染者が発生した事業所への職員派遣などを行うための経費など、利用者や職員に新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生しても、必要な障害福祉サービスを継続して提供するための掛かり増し経費について補助を行うものでございます。補助額はそれら補助対象経費と事業所の種別ごとに定められている国庫補助の基準額、例えば生活介護の事業所でございますと63万1,000円、就労継続支援事業所B型でございますと29万4,000円といったような具合でございますが、といった経費のいずれか低い額の10分の10でございまして、このたびの予算としましては9事業所分を見込んでおります。

次に2つ目の事業になります。生産活動拡大支援事業の補助金でございます。この補助金に ついては予算額450万円、財源としましては国庫補助金の3分の2を予定しております。これ は令和3年4月以降、生産活動収入が令和元年度の同月比で50%以上減少した月、または連続 する3か月の生産活動収入が、これも令和元年度の同じ時期と比べまして30%以上減少した期 間がある就労系の障害福祉サービス事業所を対象としまして、新たな生産活動への転換や販路 拡大など、再起に向けて生産活動を拡大するための経費の補助を行うものでございます。対象 となる経費とそれぞれの上限額は、これも国庫補助の基準額になりますが、4つの区分がござ いまして、まず、1つ目としては新たな生産活動への転換に要する経費、これは上限が15万円 になります。2つ目としましては通信販売、宅配、ホームページ制作等、新たな販路拡大に要 する費用、これは上限5万円となります。3つ目としましては経営コンサルタント派遣等経営 改善に要する費用、これは上限5万円、最後4つ目としましては生産活動を行うために必要な 感染防止対策に要する費用、これは上限5万円ということでございまして、これも補助率は10 分の10、1事業所当たりの上限額は先ほどの上限額の合計額が30万円になりますが、その30 万円が限度額となります。令和2年度におきましても同様の事業を実施しておりますが、この 実績を勘案しまして、今回は30万円の15事業所分450万円を見込んでいるところでございま す。

最後3つ目ですけども、工賃水準確保支援事業補助金でございます。これは予算額としましては670万円、財源としましては県補助金の10分の10の単県間接補助事業でございます。これも先ほどの生産活動拡大支援事業補助金と同様に、生産活動収入が減少した就労系の障害福祉サービス事業所に対して補助するものでございまして、こちらは少し基準が緩く、令和3年4月以降、生産活動収入がこれも令和元年度との同月比で25%以上減少した月がある事業所を

対象としまして、利用者の賃金、工賃水準維持の必要な経費について補助を行うものでございます。 1 事業所当たりの上限額は 10 万円でございまして、市内の全A型、B型事業所、67 事業所ございますが、それら 670 万円を見込んでいるところでございます。また、この補助金につきましては、先ほど 2 番目のところで御説明申し上げました生産活動拡大支援事業補助金との併給が可能となっております。以上でございます。

#### **◆椋田昇一委員長** 枡谷課長。

○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。それでは生活福祉課所管分の補正予算について御説明をいたします。事業別概要書の23ページ上段をお開きください。保護決定等体制強化事業費(コロナ克服・新時代開拓省庁分)となります。現在、新型コロナウイルスの影響によります生活保護に関する相談及び申請件数につきましては著しい増加は見られていないところではありますが、3月まで延長されました生活困窮者自立支援金等の各種支援制度が終了した際には一気に増加に転じるのではないかと懸念をしているところでございます。そのため、生活保護に関する相談、また、申請が増加したりした場合にも必要な方への生活保護決定が遅れることがないように、相談支援・事務処理体制等の強化を図りたいと考えておりまして、面接相談員、またはこの面接相談員のサポート業務、こういったものを行う会計年度任用職員、どちらか1名を採用するための人件費を要求させていただいているものでございます。要求額は218万3,000円、財源は4分の3の県補助金を活用する予定です。

なお、この人件費につきましては全額繰越しをさせていただくとともに、議決をいただき次 第募集の準備を進めまして、4月1日の採用を目指していきたいと考えているところでござい ます。説明は以上です。

#### ◆椋田昇一委員長 藏増次長。

- ○藏増祐子次長兼保険年金課長 はい。保険年金課藏増です。保険年金課の所管する部分でございます。事業別概要書 23 ページの下段でございます。国民健康保険費特別会計へ繰出(コロナ克服・新時代開拓臨時交付金)の事業でございます。国の令和3年補正予算で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に対する費用が盛り込まれたことに呼応いたしまして、国民健康保険の窓口へ来庁されなくても保険料の試算ができるツールを整備する経費と佐治診療所における新型コロナウイルス感染症対策のための経費に対しまして、国民健康保険費特別会計へ繰り出す予算でございます。こちらは全額明許繰越費の補正予算も計上させていただいておりますので、次年度へ繰越しをいたしまして新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいくものでございます。内容につきましては国保の特別会計でも説明をさせていただきます。福祉部所管の予算の説明は以上でございます。
- ◆椋田昇一委員長 はい。ではこの時間ですので、ここでちょっと昼の休憩にしまして、再開は 午後1時ということにします。はい、よろしくお願いします。

午前 11 時 54 分 休憩 午後 0 時 57 分 再開

- ◆椋田昇一委員長 はい、では1時少し前ですけど、皆さんおそろいですので、これから委員会を再開したいと思います。先ほどまでに議案第1号の補正予算については御説明をいただきました。それでは議案第1号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。ある方は挙手をして御発言ください。金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。金田です。よろしくお願いします。22 ページの下段の障がい福祉の分で、 事業内容の1番目に書いてある障害福祉サービスの事業継続支援っていうのが、去年もこうい う形での支援というのが組まれていたと思うんですけど、去年の実績がどうだったのかという のを教えていただければと思います。
- ◆椋田昇一委員長 田川課長。
- ○田川新一障がい福祉課長 はい。障がい福祉課田川でございます。去年の実績ということでお答えいたします。実績としましては今のところはゼロというようなところですけども、この補助金が1事業所1回限りというようなことがございまして、実際に感染者が発生したりという事業所はあったのですけども、より経費のかかるタイミングをもしかしたら見計らっていらっしゃるのかもしれませんが、御相談いただいているところはございます。ただ、執行している予算としてはゼロというような状況でございます。以上でございます。
- **◆椋田昇一委員長** 金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。ありがとうございました。かなりね、今回かなり広範囲に広がってるんでね、またその対象が出てくればね、ぜひとも支援をしていただきたいなと思います。それから併せて2番目の新たな事業っていう場合に、基本的に収入減少には3番目のところで補塡されているようですけども、この新たな事業というのはどこぐらいまでのことを想定されているのかというのがあれば教えてください。
- ◆椋田昇一委員長 田川課長。
- ○田川新一障がい福祉課長 はい。具体的に新たな事業を開始したりというふうなところまで求めるものではございませんが、そういった幾つかのメニューがございますけども、その生産活動を転換するために準備に要した費用であったり、販路開拓っていうようなことも対象にしておりまして、ホームページを作成したり、新たな販売先を確保したりというようなためにかかるような経費、そういったところも対象としております。また、それらの準備として経営コンサルタント等々に経営改善等の指導を受けたりと、そういったところも対象にしているところでございます。以上でございます。
- ◆金田靖典委員 ありがとうございます。
- ◆**椋田昇一委員長** 指名してから。はい、金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。なかなかぎりぎりのところでね、やっとられる事業所ですんで、新たに違う事業というのは大変ですけどもね、そういう面では、今言われたような経営支援であるとか、販路拡大なんかに大いに援助していただければなと思います。ありがとうございました。
- ◆ **椋田昇一委員長** まず、今、質疑がありましたこの事業について、ほかの委員の皆さんで御意見、質疑ございますか。じゃあ、ほかのことも含めてで結構です。魚﨑委員。

◆魚崎 勇委員 はい。事業別概要の23ページの保護決定等体制強化事業費についてですけども、 コロナで職員が増員するということで、面接相談員または面接相談員のサポートということで どちらか1名というように御説明があったんですけど、この1名で足りるのかどうかというの が僕は心配で、そのコロナになってからどれぐらいの作業量が増えたとか、大まかに分かれば 教えていただきたいのと、1名で足りるのかどうかというのを、ちょっと御所見を伺いたいで す。

#### **◆椋田昇一委員長** 枡谷課長。

○枡谷承文生活福祉課長 はい。今現在、12 月末時点での実績にはなりますが、相談件数でいいますと 769 件、前年比 104%増、開始件数としては 160 件、前年比 114%増ということで、著しい増加は見られていないところではございます。実はこの事業、昨年度においても臨時補正でお認めいただきまして、繰越しで今年度 4 月から面接相談員を 1 名応募していたところではありますが、面接相談員は専門的知識を有する者というところで、少しハードルが高かったということがありまして、毎月募集をしていたんですが、採用がゼロだったということがございます。それで、そういった中でこのたび同様の事業ありましたので、面接相談員のみならず補助員ということで今回は予算要求させていただいたところになります。

現在、この決定率でいう 114%増という中で、確かに面接相談員、今、残業もしていただきながら後処理をしています。それで面接相談員が行いますのが、その面談終わった後に記録を記入しまして、それをPDFに焼きましてそれをシステムに入れると。そういった作業も含めてお願いをしておるところでございますので、そういった面接相談員の補助をする、サポートをする職員が1名、もしお認めいただけるんであれば、大分面接相談員楽になるかなと思っております。それで、現在面接相談員は専門2名ということと、兼務で4名を配置しておりますので、面接相談員、もし面接相談員が応募してくれれば一番ありがたいんですが、それがなくてもサポート職員1名増加させていただくだけで大分業務は違ってくるのかなと考えておるところです。はい。以上です。

#### ◆椋田昇一委員長 魚﨑委員。

- ◆魚崎 勇委員 はい。それでコロナで強化するんですけど、この終息した場合、この方々というのは今後作業してもらうつもりがあるのか、ほかに転職というか、異動してもらうということになるんでしょうか。その辺はどうなんでしょう。
- ◆椋田昇一委員長 枡谷課長。
- ○枡谷承文生活福祉課長 はい。このたび補正、1月臨時でお願いしておる予算につきましては 繰越明許ということで、来年1年にわたっての事業継続が可能ということになりますが、それ 以降については予算の裏づけがないということになりますので、今回の応募に関しては1年限 りということでの応募をさせていただこうかと考えておるところです。以上です。
- ◆椋田昇一委員長 そのほかございますか。はい、浅野副委員長。
- ◆浅野博文副委員長 はい。22 ページ上段の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事 業費ですけども、ちょっと市民の皆様からいろいろ御相談とか、問合せがかなりあって、関心 を持っておられると思います。それで、しっかりと支給対象とか、相談窓口、丁寧な対応をお

願いしたいと思いますけども、その中で家計急変世帯にということなんですけども、この家計が急変したっていうのはどんなイメージっていうか、基準とか、ちょっとでも減少すれば対象になるのか、その辺の目安というのはどうでしょうか、教えていただけますか。

- ◆椋田昇一委員長 梶次長。
- **○梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。目安といいますのは、非課税状態になられたというところが目安というか基準となります。それで、家族全員の方が非課税状態になられた世帯というところが基準となっております。以上です。
- ◆椋田昇一委員長 そのほかございますか。金田委員。
- ◆金田靖典委員 ごめんなさい。じゃあ、それに関連してね。本人が非課税って分かるのは年が 明けて所得が確定しないと分からないでしょう。その辺りでは、去年から非課税になるほどに 急激に変化したっていう場合には、別にその1年間の所得が確定した後に課税か非課税かって いうのを判定待つまでに本人たちに分かるような手だては打てれないのかっていうのを多分聞 かれたかったんではないかなと思ったんですけどね。その辺どうですかね。
- ◆椋田昇一委員長 山内室長。
- 〇山内 健地域福祉課指導監査室長 はい。地域福祉課の指導監査室の山内です。まず、このたびのこの特別給付金につきましては、まず、令和3年度の非課税世帯というのは市のほうでつかんで、いわゆるプッシュ型ということで御案内いたします。令和3年度の課税世帯、課税の方については、結局、令和2年中には所得があったから令和3年度は課税になってしまったと、そういう方々の中でも令和3年1月以降にコロナの影響で収入が減少してしまった、その状態で令和3年度の住民税を計算すると非課税と同様になるという方については、このたび家計急変世帯というところで認めて支給しようという趣旨のものでございます。

金田委員がおっしゃるように、もう少し待てば令和3年中の所得も確定して、令和4年度の 住民税が非課税と分かってからでもいいっていう話も確かに筋としてはあるんですけども、国 のほうは速やかに支給しましょうということで、令和3年の例えばひと月収入が減少したと、 そういった状態が続くであろうということで推計して令和3年中1年分の収入を推計して非課 税状態になるということになれば対象にしていくという趣旨で、このたび給付を行うというも のでございます。答えになっておりますでしょうか。以上です。

- ◆**椋田昇一委員長** 指名してから。はい、金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。ごめんなさい。要するに給料が減ったというのを、証明書を持っていって、それで計算してもらうというのが一番早いわけで、そういうことですよ、要はね。はい。 分かりました。自分ではなかなか、これはね。
- ◆ 惊田昇一委員長 先ほどの本会議の質疑ともね、関わると思うんで、今の内容はね。ですから、 どれだけ市民に分かりやすく周知するかということが課題だと思いますから、しっかりその辺 りも取り組んでいただきたいと思います。そのほかで。はい、金田委員。
- ◆金田靖典委員 今のここの問題でね。
- ◆椋田昇一委員長 そうですか。
- ◆金田靖典委員 はい、それで、こういう形で給付が出るというのは非常に喜ばしいことなんで

すけども、ただ、受ける実務のほうがね、とっても大変なんじゃないかなと。それで、特に福祉部関係は、ごめんなさい。福祉部じゃない、健康こども部だな。健康こども部のほうのワクチンの問題があったりで、それからこの感染の状態で応援部隊も派遣している。そんな中に、ここで2万7,000世帯か、に宛ててのその実務っていうような形でね、とってもじゃないけど大変な話じゃないかなと僕ら思うわけです、手伝うこともできませんが。その辺りはね、実際には公務員定数が減らされていく中で、どんどんどんどん非正規が増えていく状態の中で、そうでない方々が結局は背負ってやらざるを得ない現状なのかなと思うんです。やはりこの5波、6波を考えてみて、まだまだしばらくどうも続くんではないかということになれば、もう少し人員的配置であるとか、それから、いるのをどう考えているのかいうことと、それからもう1つは、緊急の場合に、何か手だてを打てるものはないんかなと思うんですよ。それで、素人考えていけば、そんなに実務だって2、3週間ほどだったら、例えば学生バイトでも急遽雇うとかというような形でも手を打たんと、多分、現場の皆さんがとってもでないが大変じゃあないかと思うんですけど、その辺りでは部長、何かお考えはお持ちですか。

#### ◆椋田昇一委員長 はい、では、竹間部長。

**〇竹間恭子福祉部長** はい。竹間です。御心配ありがとうございます。おっしゃられるように、 今コロナ対応で鳥取市保健所のほうに、かなりの職員が兼務がかかって、コロナ対応とあとワ クチン対応も行っているところです。それで、このたびのこの住民税非課税世帯に対する臨時 特別給付金事業においても、鳥取市全体の4分の1ぐらいの世帯が対象になるであろうという ことを見込んでおりまして、かなり膨大な事務量が発生するということで、去年の全世帯の臨 時特別給付金ですか、あれのときも市全体で兼務職員を何人か集まっていただいて、もう集中 してその業務に取り組ませていただきました。そのこともありまして、今回は、コロナの状況 が非常に厳しい状況もあるということで、今回はまずは12月ぐらいから福祉部の中で兼務職員 を2名専任に配置しておりまして、それと地域福祉課の中で指導監査室の山内室長のほうには、 本来の業務と兼ねてやっていただいたりということで対応をしてきております。昨日一人ほか の部署から兼務をかけていただきまして、その方についても2月1日からこちらの業務のほう に専任で来ていただくということを想定していて、ずっと従事できるのは3人ということにな りますが、あとは地域福祉課の職員であったりとか、指導監査室の職員であったりとかでカバ ーしながら、一時的に業務量が多くなれば福祉部全体で、単純作業であればみんなで手伝いな がら何とかしていきたいと考えているのと、あとは先ほど説明の中でも少し触れておりますが、 派遣職員さんのほうを雇用というか、委託しまして、単純業務ですとか、急に来てもしていた だけるようなところですとか、あと、コールセンターの関係もQA集を作ったりして対応して いただくことを考えて、何とか一時的な事業ですので乗り越えていきたいと考えております。 以上です。

#### ◆椋田昇一委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 はい。もう2年続いているんで、本当に大変だろうなと。それで今年は正月を明けてからの発生になりましたから、去年はもうお正月もないような状態での対応だったから大変だったと思いながら、ここにきています。できるだけそういう面では少し余裕のあるよう

な職員配置であるとか、人材の確保というのが必要じゃないかなということだけ申し上げたい というふうに思います。はい、ここは以上でいいです。

- ◆椋田昇一委員長 そのほかございますか。足立委員。
- ◆足立考史委員 はい。足立です。先ほどに戻りますけど、家計急変世帯の具合ですけど、先ほど説明の中で所得が減った場合ということで、その課税になるかならないかは年間所得でいくのか、その月の減り具合で、どこまで対象になるのか、その水準といいますか、金額的なものでお示しいただけますか。
- **◆椋田昇一委員長** 山内室長。
- **〇山内 健地域福祉課指導監査室長** はい。指導監査室山内です。まず、収入、あくまで1年間分の収入を計算して、それがいわゆる住民税の課税か非課税というのは非課税限度額というものがございます。非課税限度額以下であれば均等割もかからないというのが税のほうの仕組みですので、推計した収入、所得が非課税限度額以下であれば家計急変世帯と認められると。ですので、1年前の給与が比較して何%減ったとか、そういうのが基準ではなくて、あくまで課税の非課税限度額という専門用語になりますけども、住民税がかかる限度額を超えているかどうかというものをその推計した収入から計算をして、対象になるかどうかということを判定していくということになります。以上です。
- **◆椋田昇一委員長** 足立委員。
- ◆足立考史委員 その年度という考え方は4月、3月の年度だと思うんですけど、先ほどの説明は令和3年1月からという言い方をされたので、その具合がどうなるのか。要は、今、出そうとすると12月までしか分からない。それで、じゃあ、どこまでの金額になるのかという推計で行くのか、その辺の計算式を教えてください。
- **◆椋田昇一委員長** 山内室長。
- 〇山内 健地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室山内です。このたびの家計急変世帯の対象になるのは、令和3年1月以降、実はこの4年の9月までの間に収入が減ったということまでが対象になる期間として認められています。ですので、その間にひと月給与が減ったとか、二月減ったとかいうことで、その減少した収入を申し出ていただいて、そこから1年分の収入を推計をし、その金額が令和3年度の非課税限度額以内かどうかということで判定をしていくということになります。
- ◆椋田昇一委員長 足立委員。
- ◆足立考史委員 そういう対象になるかどうかが今の説明で分かりましたけど、じゃあ、その市 民の方がどこでそういう基準ができるかという、同じ質問になるので、分かりやすい説明なり 広報をお願いしたいということで。以上です。終わります。
- ◆椋田昇一委員長 そのほかございますか。金田委員、どうぞ。いや、どうぞ。
- ◆金田靖典委員 23 ページの下の、国保のところは、これは特別会計の報告をまた改めてされる んですかね。
- ◆椋田昇一委員長 うん。後でありますけど、関連しますから、もしあれでしたら、今でも。
- ◆金田靖典委員 そのときに。

- ◆椋田昇一委員長 はい、竹間部長。
- ○竹間恭子福祉部長 すみません。先ほど金田委員の質問に答えたときに、異動の時期を、すみません、12月に異動をしてと言いましたが、12月に内示の1月異動でした。それで、追加の1人が2月異動ということで合計3名ということです。訂正します。
- ◆ **椋田昇一委員長** ちょっと私、質疑がありますんで委員長交代して。
- ◆浅野博文副委員長 はい、椋田委員長。
- ◆椋田昇一委員長 はい。ひょっとしたら金田委員が尋ねられようとしたことと一緒かもしれませんけど、23ページの下段のこの特別会計への繰出、事業内容については後でまた特別会計のとこで御説明があると思うんですが、繰出のほうのことがありますんで。この国保料の試算ツールのことですけど、これって以前はやられていて、それで、去年か今年からそれをやめられていて、今回このコロナということでやるということですけど、もともとそのやめられた経過というのは何だったでしょうか。
- **◆浅野博文副委員長** 藏増次長。
- ○藏増祐子次長兼保険年金課長 すみません。特別会計のほうで少しお話しようとは思っていたんですけれども、おっしゃるとおり、試算ツールは平成25年にホームページ上、掲載をさせて以降、令和2年度の保険料まで試算ができるものでした。それで、平成30年度税制改正で、昨年の2月議会で条例改正をお認めいただいて、今年度から施行しておりますけれども、令和2年度の所得から基礎控除の適用について見直しがなされたことに伴いまして、所得情報を活用している国民健康保険において、意図せざる影響や不利益が生じないようにということで、国保料の軽減判定の基準が令和3年度分から見直しをされました。

そのことによりまして、軽減判定の計算方法がかなり複雑になりまして、それまで使っていた試算のツールが使えなくなったということがございます。一旦令和3年中はそのままでは計算ができませんのでホームページ上から落としておりまして、このたび国の財源を使わせていただきまして、もう一度それが対応できるものとするようなツールにしまして、併せて来年度から始まる未就学児の均等割の軽減も反映できるようにということを考えておりまして、その整備をさせていただくものでございます。以上です。

- **◆浅野博文副委員長** 椋田委員長。
- ◆ 椋田昇一委員長 今の説明をお聞きすると、そういうその税制等の変更内容があったから、今までのものは使えなかったと。だからこそ、その時点で今回のように修正をして対応するというのも1つの方法だったと思うんですが、今となっては、ある意味有利な財源ができたからということでしょうけれど、やっぱり経過を鑑みると、もう少しそれぞれの時点で、より検討が必要だったんじゃないかなというふうには思いますけど、これは意見にとどめておきたいと思います。金田委員、そういう内容で関連するものであればいいですけど、特別会計そのものについてのことであれば、また後ですし。
- ◆金田靖典委員 関連するんですけど。
- ◆椋田昇一委員長 じゃあ、はい、どうぞ、金田委員。
- ◆金田靖典委員 それで、一体いつから稼働するのかというのをお尋ねしたかったんですけど。

- ◆椋田昇一委員長 藏增次長。
- ○藏増祐子次長兼保険年金課長 はい。予算をお認めいただいて、これはそれに令和2年まで使っていたシステムを、少し手直しをしていくという形になりますので、ベンダーと打ち合わせをして、見込みとすると令和4年の4月ぐらいが契約になるというふうに見込んでおりまして、それから3か月程度はかかるということですので、夏以降ホームページに載せられたら早くできたほうかなというようなスケジュール感でおります。なるべく早く取り組んでいただいて、市民の皆さんにお使いいただけるようにとは考えております。
- ◆椋田昇一委員長 よろしいですか。
- ◆金田靖典委員 はい。
- ◆椋田昇一委員長 はい。そのほか、委員の方で質疑ございますか。よろしいですか。はい。では、以上で質疑を終了します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆椋田昇一委員長 はい。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第1号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

◆ **椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第3号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)(説明·質疑·討論· 採決)

- ◆ **椋田昇一委員長** それでは引き続きまして、議案第3号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算の説明をお願いします。 蔵増次長。
- ○藏増祐子次長兼保険年金課長 はい。保険年金課藏増です。事業別概要 57 ページと 58 ページ でございます。国民健康保険費特別会計の事業勘定と直診勘定がございます。

まず、初めに事業勘定でございます。57ページ下段でございます。先ほどほぼほぼ説明をさせていただいておりますので、内容としますと一般会計の、先ほどの質疑のときに御説明させていただいた内容となります。国の補正予算に呼応いたしまして、窓口へ来庁されなくても保険料の試算ができるという仕組みを作りまして市の公式ウエブサイトに掲載するというようなツールを整備する経費を計上させていただいております。予算額は110万円でございます。

続きまして直診勘定でございます。医科感染防止対策事業費、それから歯科感染対策事業費でございます。いずれもコロナ克服・新時代開拓臨時交付金の事業でございます。58ページの上段でございます。上下段とも佐治診療所におけます新型コロナウイルス感染症対策のための経費でございます。上段は医科の事業でございます。内容のところに2項目書かせていただいておりますが、1項目めは医科の佐治診療所で使います衛生用品の消耗品費でございます。マスクですとか、手袋、それから消毒用アルコール、日々の診療に使うものを予定しております。41万3,000円でございます。下の段、これは診察室の流し台と来庁者用のトイレの水洗を非接

触型の水洗に取り替える修繕経費でございます。47 万 9,000 円を計上させていただいております。合計で89 万 2,000 円の計上となります。

下の段でございます。歯科の事業でございます。事業の内容のところに、こちらも2項目書かせていただいておりまして、医科と同じように衛生用の消耗品費70万2,000円と、それから下の段でございますが、来庁者用トイレの水洗を非接触型の取替修繕をすると、医科と同じようにするものでございます。こちらが20万5,000円、合計90万7,000円を計上させていただいております。事業勘定、直診勘定とも繰越明許費の補正の予算も計上させていただいておりまして、翌年度へ繰越しをして新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいくものでございます。以上でございます。

◆ **椋田昇一委員長** 御説明いただきました。それでは議案第3号令和3年度鳥取市国民健康保険 費特別会計補正予算の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。よろ しいですか。はい。では、質疑なしと認め質疑を終結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆椋田昇一委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第3号令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算を採決します。本案 に対し賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆ **椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。 以上でよろしいでしょうか。では、これで福祉部を終了します。どうもお疲れさまでした。

#### 【健康こども部】

- ◆ **椋田昇一委員長** それでは引き続き健康こども部に入ります。議案説明に入ります前に、橋本 健康こども部長より御挨拶をいただきます。
- ○橋本浩之健康こども部長 皆さんこんにちは。失礼します。健康こども部に係ります本日の案件につきましては案件1件でございます。議案第1号令和3年度鳥取市一般会計補正予算、この主な内容といたしましては新型コロナウイルスワクチン追加接種の接種体制整備のための経費といたしまして、1億7,935万2,000円、それから保育士等の処遇改善のための経費といたしまして1億1,068万3,000円、さらに新型コロナウイルス感染症流行の渦中でも妊婦の方が安心して出産することができるように、経済的支援を行うための給付金といたしまして1億928万1,000円、市立保育園・幼稚園等へのICTを活用した業務支援システム導入の経費といたしまして9,009万4,000円などの補正予算を提案しております。詳細につきましては担当課長のほうで説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

議案第1号令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第14号)のうち所管に属する部分(説明・質疑・討論・採決)

◆ **椋田昇一委員長** はい、それでは議案第1号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委

員会の所管に属する部分の説明をお願いします。山下次長。

〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。それでは議案第1号令和3年度鳥取市一般会計補正予算で第14号所管に属する部分の御説明をさせていただきます。お手元に資料でお配りをしているかと思いますが、令和3年度1月臨時補正予算案事業別概要、こちらのほうで説明させていただこうと思います。よろしくお願いいたします。資料のほう24ページをお開きいただけますでしょうか。よろしいですか。はい。それでは24ページの上段を御覧ください。項目名、児童館運営費(コロナ克服・新時代開拓省庁分)でございます。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費になります。こちら国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に係る令和3年度補正予算が成立しまして、保育所等における新型コロナの感染拡大防止策として、衛生用品等の補助が計上されました。

指定管理施設であります児童館 12 館の感染予防対策のため、①として職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費、例として勤務時間外に消毒や清掃等を行った場合の超過勤務手当、そういったものですとか、②といたしまして、マスクや消毒、手指消毒液、ペーパータオル等の衛生用品等の購入費用の経費に充当できる補助金として1か所当たり30万円、12か所で計360万円の予算を計上いたします。財源としましては国の補助金、保育対策総合支援事業費補助金2分の1のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するということで計上させていただいております。

続きまして、24ページの下段を御覧ください。こちら項目名は保育環境改善等事業費でございます。民生費、児童福祉費、保育所費でございます。公私立の保育園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外の保育事業施設の感染予防対策として、児童館と同様に衛生用品等を購入等の費用として1か所当たり30万円~50万円、計3,350万円を計上いたしております。内訳としましては、公立の保育園にはマスク、手指消毒液等衛生用品等の購入費で1,040万円、私立の保育園、認定こども園等の民間の保育施設には補助金として2,310万円ということで計上しております。なお、1か所当たり30万円と説明させていただきましたが、園児の定員数で補助基準が決まっておりまして、定員が19人以下で30万円、20人以上で、59人以下で40万円、60人以上の定員で50万円というふうになっております。財源は児童館と同様に国の補助金が2分の1のほか、地方創生の臨時交付金を充当いたします。

続きまして 25 ページの上段を御覧ください。項目は地域子ども・子育て支援事業費(特例措置分)とあります。民生費、児童福祉費、保育所費になります。こちらも延長保育や子育て支援センター等地域子ども・子育て支援事業を実施する保育施設の感染予防対策として衛生用品等の購入等の費用として、1 か所当たり 15 万円~30 万円、計 2,265 万円を計上いたします。事業ごとの内訳ですが、延長保育事業が 42 か所、915 万円、地域子育て支援拠点事業、いわゆる子育で支援センターになります。こちらが 13 か所で 390 万円、一時預かり事業が 25 か所で 750 万円、病児保育事業、病後児も含む病児保育事業が 6 か所で 180 万円、子育で援助活動支援事業、こちらファミリーサポートセンターのことですが、こちらが 1 か所で 30 万円となっております。補助基準としましては、延長保育事業は先ほどの保育園の定員ごとの基準の 2 分の1 でありますので、1 か所当たり 15 万円~25 万円、その他の事業につきましては 1 か所当た

り30万円ということになっております。財源は国の補助金3分の1、県の補助金が3分の1のほか地方創生交付金を充当いたします。

続いて、25ページ下段を御覧ください。はい。こちら項目は市立保育園等 I C T 化事業費でございます。民生費、児童福祉費、保育所費になります。鳥取市立の保育園に I C T を活用した業務支援システムを導入することで園児の登降園出欠の管理、計画や指導案、また、園児の健康記録、あるいは職員のシフト作成等、こういったものにつきましてのシステム管理や職員のオンラインでの研修や会議、あとは保護者専用の連絡アプリを活用した保護者との連絡によりまして保育士の業務負担の軽減と保護者へのプッシュ型でスムーズな情報提供が可能と考えております。園児の登降園の情報がオンタイムで保護者が確認できることで保護者の安心につながるとともに、災害情報等の緊急連絡もオンタイムで確実に配信・受信することが可能となります。事業の内容としましては、鳥取市立の保育園 22 園と鳥取市立の幼稚園 3 園のネットワーク環境の整備と保守業務で5、336 万4、000 円、保育業務支援システムの導入で1、165 万8、000円と保育室ごとにタブレット端末の導入ということで2、507 万2、000 円を計上しております。

続きまして、26ページの上段を御覧ください。項目は市立保育園環境改善事業費でございます。鳥取市立保育園における園児・職員等の安全安心で快適な保育環境を確保するために、現在遊戯室にエアコンが整備されてない園に整備を行うものであります。事業費は9園の遊戯室で計2,277万円を計上いたしております。財源としては地方創生臨時交付金を充当させていただきます。

続きまして、26ページの下段を御覧ください。項目は保育士等処遇改善臨時特例事業費になります。こちらは国の補正予算の成立によりまして保育などの現場で働く職員の収入の引上げについての支援が計上されたことを受けまして、民間の保育士等の処遇改善のために令和4年2月から収入を3%程度引上げるための措置を実施するものであります。事業内容は保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業として運営費の支給となっております子ども・子育て支援制度に移行した私立の幼稚園2園と公設民営を含みます私立の保育園19園、認定こども園が12園、地域型保育事業13園、計46園を対象に令和4年2月~9月までの賃金改善分の委託料等として1億818万2,000円、こども家庭課の時間外勤務手当等の事務費に充当する実施円滑化事業として250万円、計1億1,068万3,000円を計上いたします。財源は国の補助金保育士等処遇改善臨時特例交付金10分の10でございます。

なお、事業者への委託料等につきましては国が示す基準に基づいて園ごとに上限額を算定しまして、対象となる 46 園分の総額を予算計上しております。今後、事業者からの賃金改善計画書の提出によりまして支給額を決定して支給を進めてまいります。なお、2月、3月分は3年度の委託料との清算時に支給して4月~9月分につきましては4年度に入ってから支給を予定しております。なお、質疑でもありましたように令和4年10月以降につきましては公定価格の見直しにより、同様の措置が講じられる予定となっております。

続きまして、27 ページの上段を御覧ください。項目は幼稚園一般管理事務費でございます。 こちら鳥取市立の幼稚園3園の感染予防対策として、保育園と同様に衛生用品等購入用の費用 として定員に応じて1か所当たり30万円~50万円、計140万円を計上いたします。財源は県 の補助金 2分の 1 のほか、地方創生臨時交付金を充当いたします。以上、こども家庭課の 7 事業ですが、補正予算書のほうの 52 ページ~55 ページまでと 66 ページと 67 ページの繰越明許費に記載をしておりますとおり、翌年度へ繰越しをさせていただきますが、54 ページの保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては 2 月と 3 月分の事業者への委託料と事務費の一部を除いて 8,704 万 5,000 円を繰越しさせていただいて、その他の 6 事業につきましては、全額翌年度へ繰越しをさせていただくよう計上させていただいております。以上、こども家庭課の事業になります。

#### **◆椋田昇一委員長** 田中所長。

**〇田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センター田中です。同じく事業 別概要 27 ページの下段を御覧ください。社会的養護従事者処遇改善事業でございます。これは 国において社会的養護に従事する者の処遇改善を行う補助制度が創設されたことを受けまして 鳥取市母子生活支援施設つくしに従事する職員の処遇改善のため、令和4年2月から収入を 3%程度、月額にして9,000円引上げる処遇改善部分に必要な費用を補助するとともに、併せ まして、令和3年度人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定が令和4年度の児童入所施設措置 費に反映された場合の減免分に対応するための国家公務員給与改定対応部分の費用を補助する ものです。事業の内容といたしましては、処遇改善部分といたしまして、収入増額9,000円に 法定福利費等の事業主負担相当額を加えた額である月額1万900円に対して対象職員15人分の 令和4年2月~9月までの8か月分を乗じて得た額130万8,000円、また、国家公務員給与改 定対応部分といたしまして、対象職員の令和3年度賃金総額見込額の7,034万1,000円に0.009 掛ける2分の1を乗じて得た額で令和4年4月 $\sim$ 9月までの6か月分となる31万7,000円、こ れを合わせまして計 162 万 5,000 円の予算を計上させていただいております。なお、このうち 令和4年4月~9月までの6か月分となる129万8,000円につきましては翌年度に繰越しを行 うこととなっております。財源は児童虐待・DV対策等総合支援事業費社会的養護従事者処遇 改善事業で補助率は10分の10となっております。こども家庭相談センターは以上です。

#### ◆椋田昇一委員長 須﨑所長。

○須崎ひとみこども発達支援センター所長 はい。こども発達支援センターの須崎です。事業別 概要 28 ページをお開きください。若草学園 I C T 化事業費でございます。コロナの臨時交付金 が拡充されたことを受けまして、先ほど 25 ページの下段にありました保育園の I C T 化事業に 併せまして若草学園も I C T 化事業を行うものでございます。内容としましては、1 つにネットワーク環境整備と保守業務、それから 2 つ目がシステムの導入、3 つ目がタブレット購入でございます。 I C T 化することにより、アプリを活用した保護者との連絡や園児の登降園出欠の管理、それから災害情報等の緊急連絡、そして職員のオンライン会議や研修などが可能となるものでございます。予算額は 366 万 8,000 円、財源内訳は 2 分の 1 の 183 万 4,000 円がコロナの臨時交付金でございます。全額次年度へ繰越しをさせていただきます。以上でございます。

#### ◆椋田昇一委員長 大塚次長。

〇大塚月子保健所次長兼保健医療課長 保健医療課大塚です。事業別概要書の29ページの上段を 御覧ください。感染症対策推進事業費でございます。新型コロナ陽性者が発生した場合に備え、 迅速かつ的確な対応を行うための体制整備に要する経費を計上させていただいております。事業内容としましてはそこに記載しておりますとおり、報酬、これはドライブスルー方式によるPCR検体採取に係る医師の報酬ですとか、それから保健所に開設しております接触者等相談センターの電話相談、これは土日も含めて毎日1名のOB保健師等を会計年度任用職員として雇い上げております。その報酬になります。また、検体の収集、衛生環境研究所への運搬業務を行う会計年度任用職員の報酬となっております。これが842万7,000円。また、感染対策に係る各衛生用品等、これが459万6,000円。また、感染拡大防止対策啓発チラシ、ポスター作成に103万5,000円。また、公用車のガソリン代61万5,000円。通信運搬費、これは陽性者の方にいろいろな手続に係る書類を郵送したりですとか、また、現在たくさん発生しております陽性者の濃厚接触者の方に健康観察等の文書等をお送りしております。そういったものに係る通信運搬費になります。102万6,000円。また、感染性廃棄物等の処理委託料を50万6,000円でございまして、合計1,620万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、事業別概要書の30ページの上段を御覧ください。市立病院事業会計へ繰出でございます。これは市立病院が院内感染防止等に係る経費について、開設者として負担すべき経費を繰り出すものでございます。事業の内容といたしましては別に配布をしております資料があると思うんですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費市立病院事業会計へ繰出という資料を御覧いただければと思いますが、ございますでしょうか。すみません。表が令和4年1月臨時市議会福祉保健委員会説明資料と書いてあるものの一番最後のページとなります。

- ◆椋田昇一委員長 はい、いいですね。分かりますか。
- **○大塚月子保健所次長兼保健医療課長** よろしいでしょうか。はい。
- ◆椋田昇一委員長 これの一番最後のページ。
- ○大塚月子保健所次長兼保健医療課長 すみませんでした。はい。この資料の下のほうになります。市立病院事業会計へ繰出と書いてございます。事業の内容のところに丸を3つつけております事業でございます。まず、1つ目は院内感染防止を図るための施設整備事業といたしまして、具体的にはコロナ対策用の消耗品ですとか、備品の購入経費、また、休日事務当直委託ということで540万1,000円を計上してあります。また、ドライブスルーPCR検査実施事業でございます。これはドライブスルー方式による検体採取を、会場を市立病院の会場をお借りして実施しているんですけれども、そこに市立病院の医師ですとか、看護師の方にも協力をいただいております。そういったことに係る経費ですとか、ユニットハウスのリース料等になります。1,479万5,000円。また、医療提供体制の充実ということで職員さんの特殊勤務ですとか、時間外勤務の手当、各手当に係る経費で1,890万5,000円ということで、事業別概要書のほうに戻りますけれども、合計3,910万1,000円を計上させていただいております。以上です。
- ◆椋田昇一委員長 稲田参事。
- ○稲田すなお保健医療課参事 はい。保健医療課稲田でございます。事業別概要書は1ページ戻っていただいて29ページ下段を御覧ください。それで、併せて先ほどの説明資料の8ページの上段に沿って説明をさせていただきます。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費でござ

います。現在、新型コロナワクチン接種は12月より追加接種、3回目接種を実施しておりますが、このたび国の通知により、追加接種の前倒しの方針が示されたために必要な摂取体制を確保するものです。補正額は1億7,935万2,000円と計上しております。前倒しの方針ですが、接種の対象者の方、また、接種間隔、時期等につきましては説明資料の8ページの上段のほうの一覧表のほうを御覧ください。はい。見込んでいる対象者数は4万759人でございます。

また、対象経費の内訳につきましては、診療所でしていただく個別接種に係る経費につきましては、9,230 万3,000 円、主なものとしましては接種費用、時間外・休日加算等、あとは診療所のほうに輸送しますワクチンの運搬代です。はい。また、集団接種会場に係る経費5,332万円、これは主に会場の設営・撤去、除雪の業務、会場運営補助員、これは派遣会社から派遣の社員の方を補助員としてお願いしております。また、会場での医療従事者の医師報酬等を経費としております。

それで、次に人件費ですが、1,564 万 4,000 円、これは集団接種会場において保健師をはじめとした従事をする職員の時間外手当等が主なものとなっております。その他としまして1,808 万 5,000 円、これは窓口等業務に係る派遣費用としまして、窓口での接種券の再交付であるとか、問合せ、そういったところに対応する派遣職員の費用、また、事務費としましては、国保連の事務費、また、チラシ、広報に係る経費、接種券の発送に係る経費と、そういったものを計上しております。以上でございます。

#### **◆椋田昇一委員長** 小野澤次長。

○小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長 健康・子育て推進課小野澤です。事業別概要書30ページ下段を御覧ください。健診等感染症予防対策事業費です。新型コロナウイルス感染症の流行が続いておりますが、乳幼児健診等、時期を選ばないものにつきましては、継続して感染予防対策を徹底して実施しております。また、訪問指導等につきましても早急に治療につなげる必要がある場合や産後の状況が心配な家庭については実施しております。このたびの予算で感染予防を行うための衛生用品の購入経費として109万6,000円を要求させていただいております。この予算につきましては令和4年度に繰越明許ということで今回上げさせていただいております。

続きまして、事業別概要書の31ページ上段です。マタニティサポート!妊婦さん応援給付金事業費です。この事業費ですけど、コロナ禍において感染すると重症化の恐れが高いと言われている妊婦の方が現在外出や人との交流を控えるという制約された生活を送られております。また、里帰り出産や身内の方の支援もなく、出産を迎えるという不安を抱えられているという方も多くおられます。このような妊婦さんの不安を少しでも解消し、安心して出産・子育てを行うことの後押しとしてこのたびこの給付金を支給いたします。対象としましては令和4年4月1日現在、鳥取市に住民登録されている妊婦の方もしくは4月1日以降に鳥取市に転入された妊婦の方で母子健康手帳の交付を受けている妊婦の方を対象といたします。

給付額につきましては、妊婦の方1人につき5万円とし、多胎の場合は母子手帳の交付数を乗じた金額を給付することとしております。申請方法としましては3月31日までに既に交付を受けている方につきましては、申請書のほうを郵送し、郵便で申請していただきます。また、

4月1日以降に母子手帳の交付を受ける方につきましては、交付時に申請書を配布し、郵送にて提出をしていただきます。このたびの補正予算で人件費、通信運搬費、振込手数料、給付金等総額で1億928万1,000円を要求させていただいております。なお、今年度人件費、準備に係る人件費と、あと、チラシ、申請書等の作成経費を除いた1億883万5,000円につきましては令和4年度に繰越しすることとしております。以上です。

- ◆ **椋田昇一委員長** 説明は以上ですね。はい、では、説明いただきました。それでは議案第1号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。 本案について委員の皆様から質疑ございますか。どうですか。はい、金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。24 ページの下段とそれから 25 ページの上段で確認です。24 ページの下段の事業の内容っていうので、これ、保育所から 2,080 万、400 万、360 万、510 万っていうのは、これは1番と2番を合わせたのが保育所の 43 か所辺りにという考え方でいいんですよね。下の2番だけがこれじゃなしに。
- ◆椋田昇一委員長 山下次長。
- **〇山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。そうです。 1番と 2番を合わせてということになります。
- ◆金田靖典委員 ということですね。はい。
- **◆椋田昇一委員長** 金田委員。
- ◆金田靖典委員 その下にね、財源が国費2分の1って書いてあるんです。それから25ページの 上の段のところも交付金で国費3分の1と県費3分の1となっているんですけども、これ、国 費2分の1で残りはどこが見るんですかね。それから上の3分の1、3分の1っていうことは、 残りの3分の1はどこが面倒見るようなことになるんですかね。
- **◆椋田昇一委員長** 山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 こども家庭課の山下です。はい。こちらの24ページの下段のほうの財源のほうですけども、左の表のほうに国・県支出金3,350万円とありますけども、このうちの半分が保育対策総合支援事業費補助金で、残りの半分については地方創生臨時交付金を充当するということになっておりまして、それで、次の25ページの上段ですね、国費3分の1と県費3分の1、残りの3分の1が市費になるんですが、こちらも地方創生臨時交付金を充当するということで左の表のほうには国・県支出金のほうには全額計上されているということになります。以上でございます。
- ◆**金田靖典委員** ありがとうございました。
- **◆椋田昇一委員長** よろしいですか。はい。そのほか委員の方で質疑ございますか。足立委員。
- ◆足立考史委員 はい。すみません。事業別概要 24 ページの上段、下段、そして 25 ページの上段の業務内容の文面で同じ文面が使われていまして、通常想定してない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当等となっていますが、これは時間外手当とは違うような手当になるのか、その通常想定してない業務が業務時間内に発生しても出る手当なのか、この手当の、どういうことを想定されての手当が教えていただけますか。
- **◆椋田昇一委員長** 山下次長。

- **〇山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課山下です。勤務時間外の消毒清掃等を行った職員の超過勤務手当以外に特別にこういったコロナの対策として従事した業務で、例えば何か特別な手当を事業所さんが設けられたりしたとかって、そういうような場合も、想定の中に入っております。以上でございます。
- ◆椋田昇一委員長 足立委員。
- ◆足立考史委員 すみません。手当となると、超過勤務手当とか、名前がつくはずなんですけど、 手当だけっていうことになりますと、ざっくりしたものでどういう支払いの仕方をされるのか がちょっと疑問になったもので、具体的にどういう仕事があるのかなというとこでお聞きした とこなんですが、もう一度説明していただければ。
- ◆椋田昇一委員長 山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。これは私立の事業所さんに お支払いする補助金ですので、私立さんがどういった形でその手当なりをお支払いするかって いうのによって変わってきますけども、時間外手当だけではなくて研修のための費用ですとか、 そういった物品購入以外のものでもコロナ対策で特別に必要とした経費については幅広く対象 になるというふうなことで、こういった表現になっているということでございます。
- **◆椋田昇一委員長** 足立委員。
- ◆足立考史委員 そうした場合、その事業所が想定された手当ということで申請があった場合は、 全部査定もなくクリアするのか、出されたものの精査というのは誰がされるのかお伺いします。
- ◆椋田昇一委員長 山下次長。
- **〇山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。一応こども家庭課のほうに申請をしていただきますので、こども家庭課のほうの担当のほうでそこは審査をさせていただきます。以上でございます。
- ◆椋田昇一委員長 よろしいですか。そのほか委員の方で質疑ございますか。はい、金田委員。
- ◆金田靖典委員 じゃあ、25ページの下段です。市立保育園等のICT化事業費っていうことで、 このたび保育園が22園、それから幼稚園が3園ということで、ネットワークシステムを構築す るっていうことですけども、今、それぞれの園にパソコンがどういう部署に何台入っているの かっていうことと、ネットワークシステムを構築するっていうことですけども、鳥取市のホー ムページを見ても、このそれぞれの園にね、アドレスもないんですよね、外部的には。その辺 りはどういう形で取り組まれる予定なのか教えてください。
- ◆椋田昇一委員長 山下次長。
- ○山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。現在保育園のほうにパソコンが何台あるかというのはちょっと今、数字を持ち合わせてはいないんですけども、保育園のほうにはLGWAN系といいまして、いわゆる総合行政ネットワークに関連した、いわゆるこの本庁舎内で使ってるLGWAN系のネットワークシステムが入っておりまして、パソコンが事務室に数台入っておりまして、そちらを使って職員さんが本庁職場の職員と同じように労務管理ですとか、財務会計システムですとか、庶務事務システムとかを使って業務をしております。それで、ホームページに園のアドレスがないということですけども、そちらのほうは今のところ、公式アドレスを掲載する予定が今のところはないものですけども、それにつきまして

は今後、検討させていただきたいと思います。

それで、このたびのネットワークシステムの構築というのは、そのLGWAN系とはまた別のいわゆるインターネット環境というものを整備をして、保護者の方とやり取りが可能になるということと、いわゆるZoomといったようなシステムを使ってオンラインでの会議や研修を行ったりするというようなことを目的として整備を、LGWAN系とは別に整備をさせていただこうというふうに考えているものでございます。以上です。

- ◆椋田昇一委員長 金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。そうですね、外部のネットワークですからその辺りでは構築がちょっと 大変なのかなと思ってみたり。それから保護者とのね、やり取りの中では、ある程度そういう 経験も積んだり、人員配置も含めて考えないと運用がちょっと大変なのかなという気は懸念を 持っているんです。それで、現場はとかく直接処遇の先生、あと事務、給食もおられますけど も、直接処遇ということになると子供から離れられないっていう状態の中で、親御さんとのそ ういうタイムリーに連絡を取り合うっていうのは、なかなかちょっと大変なのかなと思うとね、 その辺りも含めて少し時間をかけての構築なり、修練ってなことも、取り扱いも含めて必要な のかなと思いました。その辺りではしっかり時間をかけて、あんまり現場がそのために負担抱 えるようでは余計大変だと思いますのでね、よろしくお願いします。
- ◆椋田昇一委員長 今のは、御意見ということでよろしいですね。
- ◆金田靖典委員 いいです。
- ◆椋田昇一委員長 はい、よろしいですか。そのほか委員の方でございますか。浅野副委員長。
- ◆浅野博文副委員長 はい。31 ページのマタニティサポート!妊婦さん応援給付金事業費ですけども、ちょっと教えてもらいたいんですけど、令和4年4月1日以降に出産、または出産予定の方が対象者で、下のほうに審査方法で令和4年4月1日以降に母子手帳の交付を受けた方っていうことで、この4月1日に交付を受けた方も対象で、これはいつまでとか、何か期限とかあるんですかね。ちょっと教えてください。
- ◆椋田昇一委員長 小野澤次長。
- **〇小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課小野澤です。期限は今の ところ設けておりません。4年度の予算として、4年度に交付を受けた方を対象としておりま す。以上です。
- ◆椋田昇一委員長 そのほかございますか。はい、金田委員。
- ◆金田靖典委員 関連してね、コロナの関係で生活が大変な中で支援されるということは非常にいいなと思いますし、先ほどの浅野委員からも出とったように、僕もこれ、エンドレスなのかなと思っているもんですから、4年度の、一応今年度で2,000人ぐらいを組んでおられるんですかね。はい。
- ◆椋田昇一委員長 小野澤次長。
- 〇小野澤裕子保健所次長兼健康・子育て推進課長 はい。健康・子育て推進課小野澤です。例年、 母子健康手帳の交付を受けられる方1,300名なんですけど、今年度から交付を受けられて4月 1日以降もまだ妊婦である方を700名程度と見込んで、このたびは2,000名の見込みとしてお

ります。以上です。

- ◆金田靖典委員 はい。分かりました。ごめんなさい。
- **◆椋田昇一委員長** 金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。ということで 2,000 人なのかなと思ったんですけども、いずれにしても 今の時代の中で 1 人で出産したり、コロナだけじゃない普段からそうなもんですから、できれ ば恒常的にね、こういう制度ができればなと、支援制度ができればなというようなことを思っ ておりますので、それも意見として申し上げたいと思います。以上です。はい。
- ◆ **椋田昇一委員長** そのほかどうですか。じゃあ、私ちょっと質疑させていただきます。委員長 交代します。
- ◆浅野博文副委員長 椋田委員長、どうぞ。
- ◆椋田昇一委員長 ワクチン接種に関してなんですけどね、今日の市長の提案説明のときにも、 3回目接種はオミクロン株にも有効との報告もある中と、こういうように言われています。た だ、いろんな情報が錯綜していると思うんですけど、先般の日本海新聞の記事、これはもちろ ん新聞社の記事ということではありますけど、石谷先生の何かここの取材を通してのものでね、 オミクロン株へのワクチンの有効性はまだ検証されていないとしつつ、石谷先生は接種のメリ ットがあるからしましょうではあるんですけどね。このオミクロン株へのワクチンの有効性は まだ検証されていないと、こういうものに接するとね、一体どっちが言葉悪いかもしれません けど、本当なんだいなと。

それで、市民の中でね、やっぱりそういうメディアのいろんな報道含めていろんな情報があって混乱というか、迷いというか、そういう中で、一方ではワクチン接種の不用論だったり、反対論だったりもあるし、鳥取市の行政としては国の方針をもっていろいろ執行されてるんだと思いますけどね。やっぱりそれが市民にしっかり届いて説得力と安心感を持ってもらうということが大事だと思うんですけれど、先ほどのオミクロン株への有効性っていうのは一例ではありますが、ちょっとその辺り、このワクチン接種を進めていくに当たってどういう課題があって、どういう御努力をいただいとるのか、あるいはこれから進めようとしてるのか、ちょっと総論的なことになっちゃって恐縮ですけど、少しその辺りお考えがあれば御説明いただければと思うんですがいかがでしょうか。

#### ◆浅野博文副委員長 稲田参事。

○稲田すなお保健医療課参事 保健医療課稲田でございます。ワクチン接種に係るオミクロン株への有効性であるとか、いろいろと情報が錯綜している中の課題であったり、どういった努力が必要かということですが、まず、オミクロン株への有効性で、これは国からの情報であったり、委員長おっしゃったようにマスコミの情報とかいろいろ錯綜しております。ただ、一番最新の情報としましては参考までに申し上げますと、昨日、厚生科学審議会のほうで予防接種ワクチン分科会がございました。その中ではオミクロン株に対する発症予防効果については、デルタ株と比較しては低下するものの、3回目接種により発症予防効果が回復することが示唆されている。もう1点といたしましては、オミクロン株に対する1回目、2回目接種による入院予防効果がデルタ株と比較して一定程度の低下を認めるが、3回目により入院予防効果が回復

することが示唆されている。これが、国が情報として流している最新の情報でございます。それで、こういった情報が、市民の方が混乱したり、ワクチンを本当に打っていいのか、打たないほうがいいのか迷いが生じることがないように、日々新しい情報が出てきましたら、それは市報であったりとか、折り込みチラシ、最近では新聞の記事下広告、そういったところで、できるだけタイムリーに情報発信はさせていただきたいと思っておりますが、先ほどの課題というところですが、オミクロン株も最近の株であったりとかして、国のほうからもなかなかすぐ情報が来ません。昨日、ようやく審議会が通って、そういった情報が流れてきたところですので、情報がなかなか市町村のほうにも届かない。だから、情報についてもできるだけ正確な情報を流していきたいんですけど、送っていきたいんですけど、そこがちょっと時間かかってしまうようなことになっているということが大きな課題であるかな、一番の課題であるかな、市民の方に安心して接種していただくためには、国からの情報がちょっとまだすぐ届かないような状況があるというのが課題かなとは思っております。はい。

あとは、もう1つの課題としましては、ワクチン供給のほうが、状況が分かり次第、市町村のほうに配送計画等が届くことがスムーズな接種が行えることになるのかな、そのようなことを考えております。以上でございます。

- **◆浅野博文副委員長** 椋田委員長。
- ◆椋田昇一委員長 はい。ありがとうございました。いろいろ苦慮されながら頑張っていただいていることはよく分かりました。これから先のことでいうとね、12歳以下の子供への接種のことがあったり、あるいは国会でも議論あるようですけど、感染症法の二類に分類、あるいは五類に分類云々の議論があって、それで、今のオミクロンはデルタに比べて重症化率が低いとか。いや、しかし、それはこれまでのワクチン接種の効果があるんだよとか、抗体ができてるというようなことがあるんだよとか、そういう声もあったり、一方では、いや、もうインフルエンザみたいなもんだとかね。

それで、保健所や市のほうに直接何らかの形で問い合わされる市民には直接お答えいただけると思いますけど、そこまでされない、できない市民の方の中で、先ほど言いましたように、いろんな情報が錯綜する中で不安を持ちながら躊躇してる方もたくさんいらっしゃるように、私の身近にも、身近っていうか、周囲にもおりますし、一つ、先ほど御説明いただいたようなことでしっかりできる限りの対応をいただきたいと思います。これは最後意見というか、要望ということにとどめておきたいと思います、はい。

じゃあ、委員長職に復帰しまして、そのほか委員の方、質疑ございますか。よろしいですか。 金田委員。

◆金田靖典委員 はい。御苦労さまです。本当に5波が収まってと思っていたら、年が明けた途端に大きな山がやってきてということで、3か月間がね、せっかく猶予期間あったのに何しとったんかっていうのが一番強い思いですけども、先ほどの福祉部のところでもちょっと話したんですけども、やっぱり、じゃあ、6波が終わったら、それでもうなくなるんかっていうのは、全く予想がない中で、本当に大変現場の方はされているんで、この際ですからやっぱり、何が起こっても受けて立てれるような体制をね、ある程度余裕を持ってつくっておく必要があると

いうように思うんです。それで、今、応援体制でなかなかバタバタされてる。それで、このたびはいろんなことが3つも4つも重なって同時進行しなければならないということになれば、本当に現場の皆さんが大変な思いをされているんだろうなと思うんです。それで、そういう面で言えば、2年度が少し検診率が下がったってことで保健師さんが心痛められてるようですし、そういうのをやっぱり基本的な業務をやりながら、なおかつこういうコロナの問題で大変だということですんで、やっぱりこの際ですから、きちっと保健師もある程度余裕を持ったような少し増員も含めて体制をつくる必要があるんじゃないかなということを思います。部長の意見はよろしいです。そのことを申し上げておきたいと思います。

それからもう1つ、26ページの下段に、このたびのコロナの関係で保育所分の特例事業が出ましたけども、これが3%と9,000円っていうような形で二重の走り方しているんですけども、1つお尋ねしときたいのは、この3%というのは基本給に対する3%なのか、それとも直接処遇の場合には、加算がいろいろ、処遇加算があると思うんですよ。それで、その辺りの直接処遇の、それから民改費であるとか、そんなことも含めての3%なのかをちょっと積算を教えてください。

#### ◆椋田昇一委員長 山下次長。

- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。積算の根拠ということになるんですけども、正直なところ、この積算の根拠というのは国が示した基準に、いわゆる園児の数ですとか、そういったものの基準の算定表に当てはめて出した基準額で、それに対して賃金改善計画書で出てきた額の、多いか少ないかで支給の額が決まってくるので、それが、じゃあ、基本給だけなのか、それ以外のものが含まれているかっていうのの、詳細まではちょっと分からないんですけども、その基準どおりにすれば3%程度の賃金上乗せになるであろうというふうに解釈をしております。現状のところではそこまでしかちょっと詳細が分からないということでございます。
- **◆椋田昇一委員長** 金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。現場のほうはね、直接処遇には手当が出とったり、それから賞与なんかもそれを含めてね、1. 幾らというような書き方するような計算式するもんですから、その辺りでは根拠を1つはっきりしてほしいということと、一応9月まではここで臨時補正組まれますけども、その後はまだ公定価格に反映するかどうかというのはまだ今日の質疑の中でも担保できているのかというのが、現場は全然それ知らないですよ。それで、9月以降は自分らの努力だというような意見も出ているので、その辺りではやっぱり公定価格にきちっと反映する、措置費にきちっと反映するということは国に対しても意見を上げといていただければというふうに思います。よろしくお願いします。以上です。
- ◆椋田昇一委員長 意見ということで、はい。そのほか、委員の方ございますか。よろしいです ね。はい。以上で質疑を終了します。
  - 討論はございますか。金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。コロナなんかで本当に大変な思いをされていることに敬意を表したいと 思います。こういう形で国が次から次からいろいろ手当てを打っていただけるんですけども、

やっぱり基本的には抜本的にもう少し長期な見通しを立てれるような形での施策をやっぱり求めていくべきだろうなというふうに思います。ごめんなさい、賛成という立場で、それをきちっと実行していくためにも、将来的に安定した対応をしていただくためにもそういう意見を申し上げまして賛成としたいと思います。以上です。

◆椋田昇一委員長 そのほか、討論ありますか。はい。では、以上で討論を終了します。 これより議案第1号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部 分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

#### [賛成者挙手]

◆ **椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。 以上でよろしいでしょうか。はい。それでは以上をもちまして福祉委員会を終了します。ど うもお疲れさまでした。

午後2時22分 閉会

# 令和4年第1回臨時会 福祉保健委員会

(議案説明・審査)

日 時:令和4年1月27日(木)

本会議休憩中

場 所:本庁舎7階第1委員会室

## 福祉部

- 1 議案【説明・質疑・討論・採決】
- ・議案第1号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第14号)【所管に属する部分】
- 議案第3号 令和3年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)

### 健康こども部 (福祉部終了後)

- 1 議案【説明・質疑・討論・採決】
- ・議案第1号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第14号)【所管に属する部分】